

出先機関改革のアクション・プラン（ハローワーク） の推進状況について

1 公共職業安定所（ハローワークチーム）の設置

出先機関改革については、アクション・プラン（平成 22 年 12 月 28 日閣議決定）の推進のため、地域主権戦略会議の下に、アクション・プラン推進委員会が設置された。

同委員会には、ハローワークにおけるアクション・プラン推進のための課題を検討するため、ハローワークチームが設けられている。

（ハローワークチームの構成員）

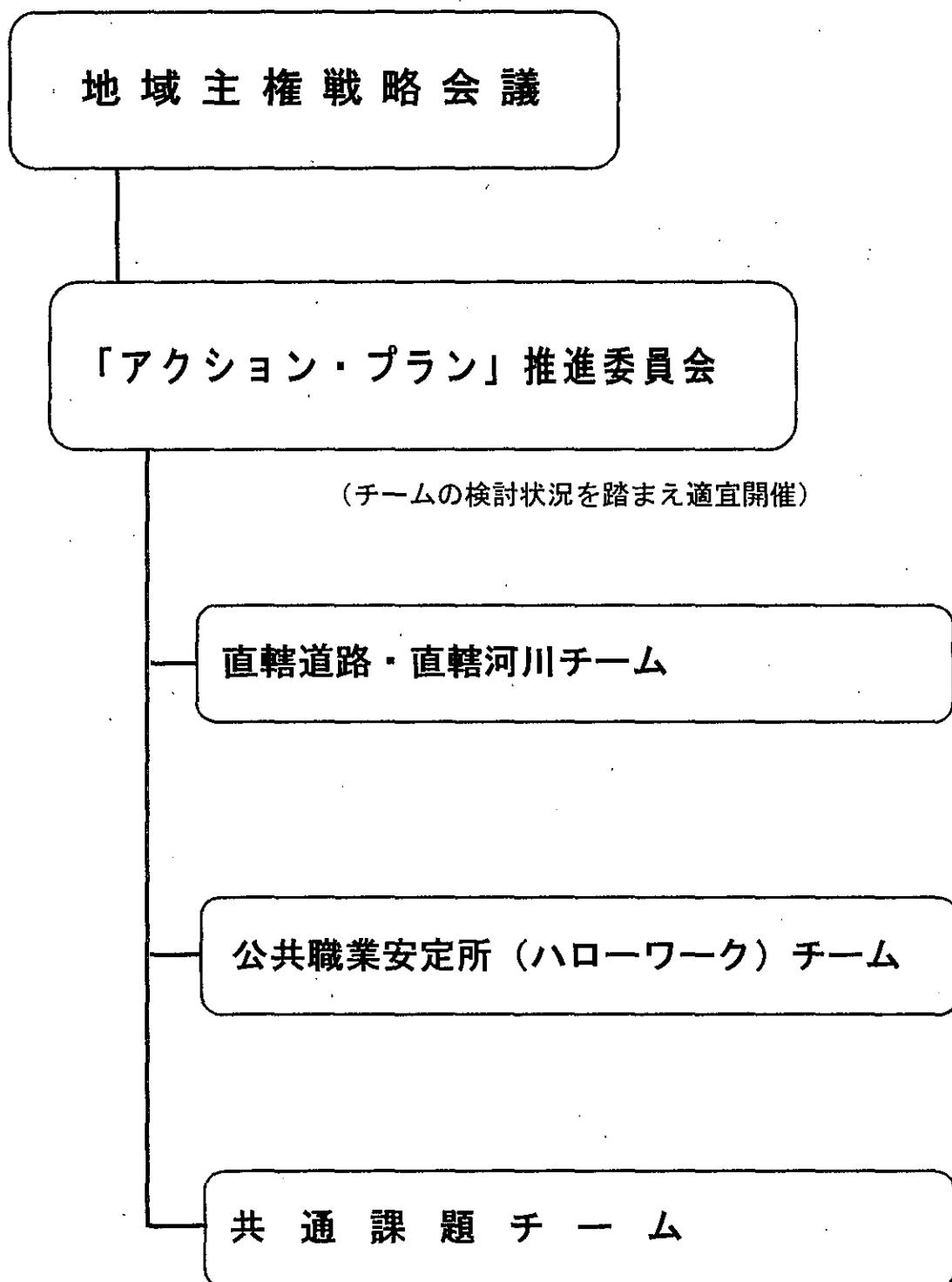
- ・ 北川正恭 早稲田大学大学院教授（主査）
- ・ 逢坂誠二 総務大臣政務官
- ・ 小林正夫 厚生労働大臣政務官
- ・ 山田啓二 京都府知事

2 「一体的実施」に係る提案の募集

第 1 回目のハローワークチームが 2 月 23 日に開催され、本年 3 月末まで、「一体的実施」に係る提案を募集することを決定し、同月 24 日に、各都道府県あて、「一体的実施」に係る提案の募集（第 1 次）のための通知を発出。

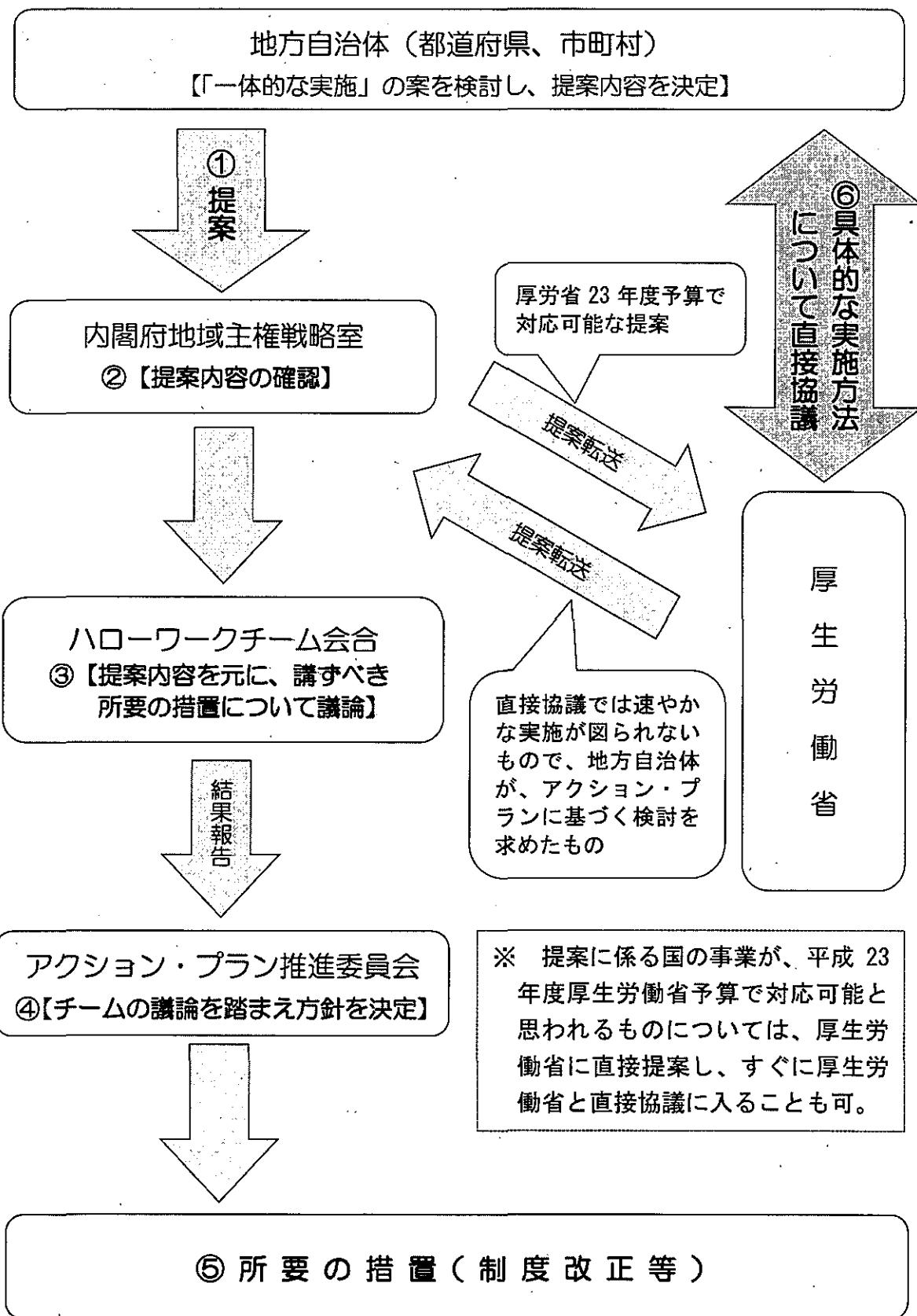
また、3 月 25 日には、第 2 次募集（4 月 1 日から 5 月 13 日まで）のための通知を発出。

「アクション・プラン」の推進体制



※上記のほか、広域的実施体制の枠組み作りについても、委員会で取り上げる。

「一体的な実施」に係るフローチャート（案）



平成 23 年 2 月 24 日
内閣府地域主権戦略室
厚生労働省職業安定局

各都道府県地域主権改革担当部局 御中

アクション・プランを実現するための提案について（募集）

平素より地域主権改革の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

昨年 12 月 28 日に「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」が閣議決定されたところですが（別紙 1 参照）、当該アクション・プラン 2. (3)（ハローワーク関係）の具体化に向けて、当該（3）中の「一体的な実施」に係る提案を下記のように募集し、その提案を受けて政府として所要の措置を講じてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

記

1. 募集事項

アクション・プラン 2. (3) に記載する「一体的な実施」に係る提案

※様式は自由ですが、その全体像（例：提案の概要、提案理由（「一体的実施」による具体的効果・対応できる利用者ニーズ等）、国と地方がそれぞれ行う具体的な業務内容、「一体的実施」を行う具体的場所等）や既存の制度・事業との違いがわかるよう、工夫をお願いします。

※複数の地方自治体で共同で提案されることも可能です。

2. 募集期間

平成 23 年 2 月 24 日～3 月 31 日

※提案状況をみて、4 月以降、募集期間を再設定することがあります。

3. 提出先

原則として、内閣府地域主権戦略室にお願いいたします。

ただし、当該提案に係る国の事業が、平成 23 年度厚生労働省予算で対応可能と思われるもの（参考資料参照）については、厚生労働省職業安定局に直接提案していただくことも可能です。

（※具体的な連絡先は、5 と同様です。）

4. 提案後の流れ（別紙 2 参照）

内閣府地域主権戦略室にいただいた提案については、当室で内容の確認をいたします。また、その際、必要に応じヒアリングさせていただきます（注 1、2）。

→ その内容について、アクション・プラン推進委員会のハローワークチームで議論を行い、当該推進委員会の議論を経て方針を決定することとしております。

→ 当該方針のもとに、国は制度改正等所要の措置を講じるとともに、具体的な実施方法については、提案した地方自治体と厚生労働省との間で協議していただくこととしております。

なお、3. のただし書きにより、厚生労働省職業安定局にいただいた提案については、提案した地方自治体と厚生労働省との間で協議していただくこととしております（注 2）。

（注 1） 提案の内容確認の結果、当該提案に係る国の事業が平成 23 年度厚生労働省関係予算で対応可能なものについては、速やかな実施を図るべく、当該提案を行った地方自治体と厚生労働省との間で協議していただくこととしております。

（注 2） 厚生労働省と直接協議を行ったものの、速やかな実施が図られない等の問題が生じた場合には、内閣府地域主権戦略室に御相談ください。

5. その他

当該提案に係るお問い合わせについては、以下の連絡先まで、直接メール、文書等でいただくようお願いいたします。

【全般的な問い合わせ】

連絡先：内閣府地域主権戦略室

【厚生労働省関係施策に係る問い合わせ】

連絡先：厚生労働省職業安定局総務課

平成 23 年 3 月 25 日
内閣府地域主権戦略室
厚生労働省職業安定局

各都道府県地域主権改革担当部局 御中

アクション・プランを実現するための提案について（第 2 次募集）

平素より地域主権改革の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

平成 23 年 2 月 24 日付で内閣府地域主権戦略室及び厚生労働省職業安定局より各都道府県地域主権改革担当部局あてに「アクション・プランを実現するための提案について（募集）」（別添）を送付したところですが、下記のとおり第 2 次募集を行いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

記

1. 第 2 次募集の募集期間

平成 23 年 4 月 1 日～5 月 13 日

※提案状況等をみて、募集期間を再設定することがあります。

2. その他

当該提案に係るお問い合わせについては、以下の連絡先まで、直接メール、文書等でいただくようお願いいたします。

【全般的な問い合わせ】

連絡先：内閣府地域主権戦略室

【厚生労働省関係施策に係る問い合わせ】

連絡先：厚生労働省職業安定局総務課

「アクション・プラン」の推進体制のスケジュール(4月までの予定)

	「アクション・プラン」推進委員会	直轄道路・直轄河川チーム	公共職業安定所(ハローワーク)チーム	共通課題チーム	
1月 下旬	地域主権戦略会議			<一の都道府県でおおむね完結する事務・権限>	<地方自治体の発意に応じ選択的実施等を行う事務・権限>
2月	第1回 推進委員会 チームの構成員 チームの進め方 広域的実施体制について各地域と意見交換など	第1回 チーム会合 関係当事者から、これまでの取り組み状況と今後の進め方についての考え方を聴取	第1回 チーム会合 「一体的実施」を希望する地方自治体に具体的な提案を募集(～3月末)	地方自治体が検討するための参考となる資料の作成	関係府省と各事務・権限の進め方の検討
3月			※平成23年度予算で実現可能なものについては、地方自治体は、当該提案に応じることなく、厚生労働省と直接協議することも可	第1回 チーム会合 今後の進め方について確認 相談窓口の運用開始を決定	チーム会合を受けて参考となる資料を地方に提示 具体的に整理されたものを順次地方に提示
4月		(事務局での論点整理完了後) 第2回 チーム会合 関係当事者からの聴取を踏まえて論点を整理	第2回 チーム会合 提案の内容確認を行った上、チーム会合で議論	第2回 チーム会合 地方側から意見・要望を紹介 移譲する事務・権限を6月末までに整理	構造改革特区制度の活用等により関係府省と連携を図り、適確に対応
	第2回 推進委員会? 地域主権戦略会議?				

アクション・プラン ~出先機関の原則廃止に向けて~ (ハローワーク部分抜粋)

平成22年12月28日
閣議決定

国のかたちを変えて、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるよう出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲すること等により、出先機関改革を下記のとおり進める。

記

1 (略)

2 (略)

(3) 公共職業安定所（ハローワーク）

利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。

上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的実施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。

(4) 直轄道路、直轄河川及び公共職業安定所（ハローワーク）について、上記改革を円滑かつ速やかに実施するための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける。

3～5 (略)